# 鳥取県指定管理候補者審査･指定管理施設運営評価委員会
# （西部総合事務所環境建築局指定管理候補者審査･指定管理施設運営評価委員会）審査報告書

西部総合事務所環境建築局指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）として、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第５条の基準に基づき、次のとおり大山自然歴史館の指定管理者候補者について審査した。

**１ 指定管理候補者**　一般社団法人大山観光局　代表理事　小谷　章（西伯郡大山町大山４５番地５）

**２ 指定期間**　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（５年間）

**３ 指定管理料の額**

１６９，７６０，０００円（債務負担行為額　１７７，８１５，０００円）

〔参考〕単年度指定管理料の額　３３，９５２，０００円

**※なお、上記の指定管理料には施設の維持管理に係る燃料･光熱費は含まれない。燃料･光熱費は、今後の物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。**

**４ 選定理由**

大山自然歴史館の指定管理者の指定に当たっては、１団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第５条の基準に基づき総合的に審査した。当該応募団体は、これまで３期にわたる指定管理において瑕疵なく事業実施されており、豊富な経験と専門性を持つ職員体制が整っていると認められることから、適切な施設の管理運営及び展示やイベント実施による大山の自然・歴史・文化の魅力発信が期待できるため指定管理候補者として選定した。

**５ 公募の経緯**

（１）募集期間（募集要項配布から募集締め切りの日まで）

令和８年９月１日(火)から令和８年１０月１５日(木)まで

（２）応募者

| 応　募　者 | 所　在　地 | 代　表　者 |
|---|---|---|
| 一般社団法人大山観光局 | 西伯郡大山町大山４５番地５ | 代表理事　小谷　章 |

**６ 審査委員会の選定経緯**

（１）審査委員

| 氏　名 | 所　属　等 |
|---|---|
| 中原　斉（委員長） | 米子市立山陰歴史館　館長 |
| 赤井　伸江（副委員長） | 特定非営利活動法人なんぶ里山デザイン機構　理事 |
| 田代　智彦 | 税理士事務所ユア・サポート　税理士 |
| 清水　律子 | 宿坊観證院山楽荘　女将　※第２回審査委員会は欠席 |

（２）開催経緯

ア　第１回審査委員会：令和８年７月２７日（月）

大山自然歴史館の概要説明、委員長及び副委員長の選出、募集要項・審査項目等の審議

イ　第２回審査委員会：令和８年１０月２８日（水）

応募者の面接審査、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

（3）選定基準

| | 選　定　基　準 | 審　査　項　目 | 配点 |
|---|---|---|---|
| 1 | 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。<br>（指定手続条例第５条第１号） | ・管理運営の基本的な考え方<br>施設の設置目的の理解<br>指定管理者を希望する理由<br>管理運営の方針 | 配点なし<br>（必須）<br>※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格とする。 |
| 2 | 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。<br>（指定手続条例第５条第２号） | ・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容<br>サービス向上策と利用促進策<br>自然・歴史・文化に関する教育の場の提供<br>自然・歴史・文化を紹介し、魅力を体験できる場の提供<br>自主事業の実施<br>・地域の施設・団体等と連携した取組<br>・施設管理<br>施設設備の維持管理・衛生管理<br>外部委託の考え方<br>障がい者就労施設等への発注の配慮<br>省エネルギー、省資源への取組<br>・開館時間等<br>開館時間・休館日の設定<br>・事故・事件の防止措置と緊急時の対応<br>火災・盗難・災害などの事故・事件の防止<br>緊急時の体制及び対応<br>利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法<br>・個人情報保護等への対応<br>個人情報の保護への対応<br>情報の公開への対応<br>・利用者等の要望の把握及び対応方針 | ６０ |
| 3 | 管理に係る経費の効率化が図られるものであること。<br>（指定手続条例第５条第２号） | ・収入の見積り、考え方<br>・支出計画の見通し<br>・指定管理料上限額に対する提示金額の評価 | ２０ |
| 4 | 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。<br>（指定手続条例第５条第３号） | ・法人等の財政基盤、経営基盤<br>・組織及び職員の配置等<br>・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況<br>・法人等の社会的責任の遂行状況<br>障がい者雇用<br>男女共同参画推進企業等の認定等<br>ISO14001・TEASⅠ種規格等の認証等<br>あいサポート企業等の認定等<br>・当該施設の管理運営状況の実績評価 | ２２ |
| 合　　計 | | | １０２ |

（4）審査結果、意見　（点数は委員３名の平均）

| | 審査基準（配点） | 審査結果 | 主な審査意見 |
|---|---|---|---|
| 1 | 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。(適／不適) | 適 | ・個人・団体・外国人問わず誰もが気軽に利用し、大山の魅力を感じることができるよう、多様なニーズに応え、公正公平なサービス提供を目指している。 |
| 2 | 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(60点) | 46.2 | ・大山自然歴史館ならではの特色を生かした体験プログラムの提供が期待できる。また、大山の自然・歴史・文化に関する資料やオリジナルグッズの購入等、来館者の多様なニーズに対応できるよう、大山観光案内所とのさらなる連携を期待したい。<br><br>・大山の観光資源の魅力を最大限に発信するため、観光客によるロコミ投稿の促進など、ソーシャルメディアを活用した情報発信のさらなる充実を期待したい。<br><br>・学校等に出向いて歴史館の事業や大山の自然・歴史・文化について広く紹介する取組や、地域の他施設・団体と連携しようとする取組が期待できる。<br><br>・近年増加するインバウンド対策として、展示の多言語対応のみならず、窓口での言語対応の充実が図られている点について評価できる。<br><br>・ユニバーサルデザインに配慮した施設となっている点を生かし、特別支援学校や福祉施設等の利用のさらなる促進を期待したい。 |
| 3 | 管理に係る経費の効率化が図られるものであること。(20 点) | 18.0 | ・予算執行について、無駄な経費を抑制しつつ、職員への賃上げや継続雇用、労働環境の整備に配慮しており評価できる。 |
| 4 | 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。(22点) | 13.7 | ・これまでの実績を踏まえて、来訪者のニーズを把握した事業計画がなされており、安定した取り組みが期待できる。<br>・観光客及び大山をより深く知りたいリピーターに対応することが出来る人材育成に努めていただきたい。 |
| 総合評価(102 点) | | 77.9 | |

## 7 指定管理候補者の事業計画の概要

（1）開館時間・休館日

○開館時間

午前９時から午後５時（７月２１日から８月２０日までは午後６時３０分まで）

○休館日

１２月２９日から１月３日、臨時休館日（年２日程度（床ワックス清掃のため））

（2）利用促進業務

ア　教育の場として提供する取組

○大山寺地区をオリエンテーリングすることで、大山の自然・歴史・文化について学べるプログラムを開発し学校等に提供

○各学校で行われる大山に関する学習や公民館や各種団体の研修会に出向き、大山の自然・歴史・文化を紹介

イ　自然・歴史・文化に関するイベントの実施

○季節やテーマごとの自然観察会や大山が日本遺産や国史跡に認定されたことに伴い実施する歴史文化講座、企画展と連動したワークショップなど体験型イベントを開催

○大山や自然歴史館を訪れることが困難な方のため、福祉施設等に出向き映像などで大山の素晴らしさを紹介するとともに、紙芝居や塗り絵などで大山を身近に感じてもらう「移動歴史館」を実施

ウ　広報活動

○年間のイベントカレンダーやリーフレットのほか、新聞広告等を活用した広報

○大山の成り立ちや歩き方、登山情報など大山を訪れる方が求める情報を広く届けるため、ＳＮＳ等広報ツールの活用や大山観光局の他部門との連携による情報発信

エ　地域の施設・団体等との連携によるビジターセンターとしての取組

○地元の事業者や観光関係者が観光客に大山の自然・歴史・文化を紹介し、地域を挙げておもてなしができるよう勉強会「じげあれこれ」を開催

（3）組織及び職員の配置等

○大山自然歴史館の管理運営にあたり、自然保護活動等の経験豊富な館長のほか、大山に関するイベントの企画運営や外国語対応が可能な学芸解説員を配置